

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 案内情報

- 手続名 : 廃油処理規定の設定の届出
手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第26条
手続対象者 : 廃油処理事業者又は廃油処理事業許可申請書を提出した者
提出時期 : 廃油処理規定の適用の30日前まで
提出方法 : 廃油処理規定届出書を作成し、地方運輸局総務部総務課、神戸海運監理部総務課又は沖縄総合事務局運輸部海運第一課に提出してください。
手数料 : なし
添付書類・部数 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第16条第3項で規定する書類
正1通 副本1通
申請書様式 : 廃油処理規定届出書
記載要領・記載例 : 記載事項は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第16条第1項を参照。
詳細は提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省港湾局環境・技術課 03 - 5253 - 8111
内線46653
北海道運輸局(小樽)総務部総務課 0134 - 23 - 4211
東北運輸局総務部総務課 022 - 299 - 8851
新潟運輸局総務部総務課 025 - 244 - 6111
関東運輸局総務部総務課 045 - 211 - 7204
中部運輸局総務部総務課 052 - 952 - 8002
近畿運輸局総務部総務課 06 - 6949 - 6404
神戸海運監理部総務課 078 - 321 - 3141
中国運輸局総務部総務課 082 - 228 - 3434
四国運輸局総務部総務課 087 - 825 - 1171
九州運輸局(北九州)総務部総務課 093 - 332 - 8081
沖縄総合事務局運輸部海運第一課 098 - 866 - 0064

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -